

香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第9号

香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学生修学資金貸付条例施行規則（昭和49年香川県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(連帯保証人) 第3条 略</p> <p>(貸付けの申込み) 第4条 略</p> <p>(返還) 第12条 略</p>	<p>(連帯保証人) 第3条 略</p> <p>2 修学資金の貸付けを受けた者（以下「貸付けを受けた者」という。）は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人が条例第4条第2項若しくは前項に規定する要件に該当しなくなったこと（貸付けを受けた者が成年に達したことにより条例第4条第2項に規定する要件に該当しなくなったことを除く。）その他の理由により連帯保証人を変更しようとするときは、新たに連帯保証人を定めて、速やかに、連帯保証人変更願を教育長に提出してその承認を得なければならない。</p> <p>(貸付けの申込み) 第4条 条例第5条第1項の規定により修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申込書に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。 (1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(返還) 第12条 略</p> <p>2 貸付けを受けた者は、修学資金の貸付けの決定の取消しがあった日から起算して1月以内に修学資金借用証書に修学資金返還計画書を添えて、教育長に提出しなければならない。</p> <p>3 貸付けを受けた者は、前項の規定による修学資金返還計画書を提出した後、返還の方法を変更しようとするときは、修学資金返還方法変更届を教育長に提出しなければならない。</p>

(届出)
第15条 略

(申請書等の様式)
第16条 略

(届出)
第15条 略

2 連帯保証人は、保証に係る修学資金の貸付けを受けた者が死亡したときは速やかに、死亡届により教育長に届け出なければならない。

(申請書等の様式)
第16条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 修学資金貸付申込書 第1号様式
- (2) 連帯保証人変更願 第2号様式
- (3)～(11) 略
- (12) 修学資金借用証書 第11号様式
- (13) 修学資金返還計画書 第12号様式
- (14) 修学資金返還方法変更届 第13号様式
- (15)～(20) 略
- (21) 死亡届 第20号様式

第1号様式（第16条関係）

修学資金貸付申込書				
			年 月 日	
香川県教育委員会教育長 殿				
			申込者氏名	㊟
			連帯保証人氏名	㊟
香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例の規定により修学資金の貸付けを受けたいので申し込みます。				
ふりがな氏名			住 所	
			電 話 番 号	
			生 年 月 日	年 月 日
在 学 校	所在地		学 年 第	学 年
	学校名		入学年月日	年 月 日
	課程名		卒業見込年月	年 月
希望貸付期間	年 月～ 年 月 箇月間			
希望貸付額	月額	円		
他の奨学金等の受給の有無	無・有（奨学金等の名称）			
連帯保証人	ふりがな氏名		生 年 月 日	年 月 日
	住 所		電 話 番 号	
			本人との関係	

(注) 申込者及び連帯保証人の氏名は、自署すること。

第1号様式（第16条関係）

修学資金貸付申込書				
			年 月 日	
香川県教育委員会教育長 殿				
			申込者氏名	㊟
			連帯保証人氏名	㊟
香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例の規定により修学資金の貸付けを受けたいので申し込みます。				
ふりがな氏名			住 所	
			電 話 番 号	
			生 年 月 日	年 月 日
在 学 校	所在地		学 年 第	学 年
	学校名		入学年月日	年 月 日
	課程名		卒業見込年月	年 月
希望貸付期間	年 月～ 年 月 箇月間			
希望貸付額	月額	円		
他の奨学金等の受給の有無	無・有（奨学金等の名称）			
連帯保証人	ふりがな氏名		生 年 月 日	年 月 日
	住 所		電 話 番 号	
			本人との関係	

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式（第16条関係）

連 帯 保 証 人 変 更 願

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

決定番号 第 号
氏 名 ㊟

新連帯保証人
氏 名 ㊟

次のとおり高等学校定時制課程及び通信制課程在学修学資金に係る連帯保証人を変更したいので承認してください。
貴職の承認があった場合は、新連帯保証人は、修学資金借用証書に記載する貸付けを受けた者の返還債務について連帯保証します。

旧 連帯保証人	住 所			
	氏 名			
新 連帯保証人	ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日	
	住 所	電話番号		
		本人との 関 係		

- (注) 1 貸付けを受けた者及び新連帯保証人の氏名は、自署すること。
2 貸付けを受けた者が修学資金借用証書を提出している場合は、新連帯保証人の印に係る印鑑登録証明書を添付すること。

第2号様式（第16条関係）

連 帯 保 証 人 変 更 願

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

決定番号 第 号
氏 名 ㊟

新連帯保証人
氏 名 ㊟

次のとおり高等学校定時制課程及び通信制課程在学修学資金に係る連帯保証人を変更したいので承認してください。

旧 連帯保証人	住 所			
	氏 名			
新 連帯保証人	ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日	
	住 所	電話番号		
		本人との 関 係		

- (注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第11号様式（第16条関係）

修学資金借用証書	
年 月 日	
香川県教育委員会教育長 殿	
決定番号 第 号	
住 所	
氏 名	㊟
連帯保証人	
住 所	
氏 名	㊟
香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例の規定により、次のとおり修学資金を借用しました。	
金 額	円
期 間	年 月 から 年 月 まで

(注) 1 貸付けを受けた者及び連帯保証人の氏名は、自署すること。

2 連帯保証人の印に係る印鑑登録証明書を添付すること。

第11号様式（第16条関係）

修学資金借用証書	
年 月 日	
香川県教育委員会教育長 殿	
決定番号 第 号	
住 所	
氏 名	㊟
連帯保証人	
住 所	
氏 名	㊟
香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例の規定により、次のとおり修学資金を借用しました。	
金 額	円
期 間	年 月 から 年 月 まで

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第12号様式（第16条関係）

修学資金返還計画書

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

決定番号 第 号
住 所
氏 名 ㊟

連帯保証人
住 所
氏 名 ㊟

次のとおり香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金を返還します。

借 受 金 総 額		円	
免除を受けた額		円	
返 還 金 額		円	
借 受 期 間	年 月	～	年 月
返還計画期間	年 月	～	年 月
返 還 方 法			

- (注) 1 貸付けを受けた者及び連帯保証人の氏名は、自署すること。
- 2 貸付けを受けた者及び連帯保証人は、修学資金借用証書に押印したものと同一の印を用いて押印すること。

第12号様式（第16条関係）

修学資金返還計画書

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

決定番号 第 号
住 所
氏 名 ㊟

次のとおり香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金を返還します。

借 受 金 総 額		円	
免除を受けた額		円	
返 還 金 額		円	
借 受 期 間	年 月	～	年 月
返還計画期間	年 月	～	年 月
返 還 方 法			

- (注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第13号様式（第16条関係）

修学資金返還方法変更届	
年 月 日	
香川県教育委員会教育長 殿	
決定番号 第 号	
住 所	
氏 名 ㊟	
連帯保証人	
住 所	
氏 名 ㊟	
次のとおり変更をしたいのでお届けします。	
返 還 未 済 額	円
借 受 金 総 額	円
免除を受けた額	円
返 還 済 額	円
旧	返 還 方 法 円 円
	返還計画期間 年 月 ~ 年 月
新	返 還 方 法
	返還計画期間 年 月 ~ 年 月

- (注) 1 貸付けを受けた者及び連帯保証人の氏名は、自署すること。
 2 連帯保証人の印に係る印鑑登録証明書を添付すること。

第13号様式（第16条関係）

修学資金返還方法変更届	
年 月 日	
香川県教育委員会教育長 殿	
決定番号 第 号	
住 所	
氏 名 ㊟	
次のとおり変更をしたいのでお届けします。	
返 還 未 済 額	円
借 受 金 総 額	円
免除を受けた額	円
返 還 済 額	円
旧	返 還 方 法 円 円
	返還計画期間 年 月 ~ 年 月
新	返 還 方 法
	返還計画期間 年 月 ~ 年 月

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第20号様式（第16条関係）

死 亡 届	
年 月 日	
香川県教育委員会教育長 殿	
連帯保証人	
氏 名 ㊟	
高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金の貸付けを受けた者が死亡したので次のとおりお届けします。	
決 定 番 号 氏 名	第 号
死 亡 年 月 日	年 月 日
死 亡 場 所	
死 亡 原 因	
在 学 校	所 在 地
	名 称
(注) 1 貸付けを受けた者の戸籍抄本又は死亡診断書を添付すること。 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。	

第20号様式（第16条関係）

死 亡 届	
年 月 日	
香川県教育委員会教育長 殿	
連帯保証人	
氏 名 ㊟	
高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金の借受者が死亡したので次のとおりお届けします。	
決 定 番 号 氏 名	第 号
死 亡 年 月 日	年 月 日
死 亡 場 所	
死 亡 原 因	
在 学 校	所 在 地
	名 称
(注) 1 借受者の戸籍抄本又は死亡診断書を添付すること。 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。	

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の様式による書類は、それぞれ改正後の様式による書類とみなす。